第２４号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年２月２３日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年豊川市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第５条第１項中「第１９条第９号」を「第１９条第１０号」に改める。

別表第２の１の項を次のように改める。

１	市長	児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの

別表第２の６の項中「介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」に改め、同表

１０の項を次のように改める。

10	市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、平成２９年５月３０日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。